

白馬村景観計画の策定から景観行政団体への移行及び景観計画発効までの工程表（案）

資料-5 工程表

	平成30年度(2018)			平成31年度(2019)			令和2年度(2020)			令和3年度(2021)										令和4年度(2022)							
	現地調査、住民の合意形成						現況まとめ		景観計画たたき台作成		計画案及び条例案の作成										景観行政団体への移行及び景観計画の策定					景観計画発効・運用開始	
	6月	10月	3月	4月	10月	3月	6月	9月	12月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
全体工程(概要)	現地調査			基本方針策定			景観計画基本方針		現況把握・策定準備		計画・条例案										景観行政団体への移行及び景観計画の策定					景観計画発効・運用開始	
住民意向・住民周知	○WS(8/26) ○WS(10/28)			○建設業組合意見交換(6/24) ○WS(7/31) ○WS(9/31)							○意見募集										○移行の公示					○村景観計画告示・縦覧	
長野県	○WS(12/2)			○WS建設(11/18)			○広報		○広報(計画案提示)										○広報(移行・届出の周知)					○広報(運用・届出の周知)			
長野県 ＜村計画の法的チェック、事前・本協議ならびに県計画の変更＞				○県協議(10/8) ○大町建協議(11/13)			○県協議(1/15)		○素案 ○修正 事前協議(最短で6~8ヶ月)										【県計画変更の手続き等】 計画変更手続き ・県都計審議会諮問 ・県景観審議会諮問 等					○県景観計画告示・縦覧(法9条第6項)		○県計画変更発効	
村景観計画策定委員会 (任期 令和3年12月) ＜計画策定のための委員会＞									景観計画素案の検討																		
村都市計画審議会									①委嘱(11/26)・景観計画とは ②計画検討(3/23)・現況把握 ③計画検討(5/27)・景観形成方針 ④⑤⑥計画検討 ・届出基準 ・景観基準																		
村議会	○報告			○報告			○報告		○報告										○景観条例議決・公布								
事務局＜建設課＞	ワークショップ調整、県及び各関係課調整等						住民協定調整 ・条例作成		条例素案作成、計画調整、県及び各課各関連条例の整合等										○届出変更準備・アナウンス (○景観審議会発足準備)					○計画書印刷・製本			
(村景観審議会) ※条例に定める場合 ＜景観行政団体移行後発足＞																								○委員選定 ○公募 ○委嘱 届出等審議 ・景観計画意見聴取			